

訪問介護事業所 α 運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社 act.PLS（以下「事業者」という。）が開設する訪問介護事業所 α（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第一号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 1 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所の指定第一号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。
- 3 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業者は、その提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護事業所 α
- 二 所在地 赤磐市桜が丘東一丁目1番－1103号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1人（常勤1人）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、利用者の心身の状態や意向の把握、居宅介護支援事業者との連携、サービス担当者会議への出席、訪問介護員の業務管理、訪問介護員に対する研修・技術指導の実施、その他サービス内容の管理について必要な業務を行う。
- 三 訪問介護員等 3人以上（常勤2人、非常勤1人）
訪問介護員等は、利用者の入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から木曜日、土曜日・日曜日・祝日とする。
休業日 毎週金曜日（祝日を含む）。GW「5月3日から6日」とお盆「8月13日から15日」（年末年始は応相談）
- 二 営業時間 9時00分から18時00分までとする。

（訪問介護等の内容）

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、市町村の定める額とし、当該第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、市町村の定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一 公共交通機関（タクシーを除く。）を使用する場合は、事業所最寄りの駅等から利用者の居宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と、事業所最寄りの駅等から通常の事業の実施地域を越える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額。

二 タクシーを使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道ごとの実費。

三 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、赤磐市、岡山市東区、瀬戸内市、和気郡、備前市の区域とする。

（衛生管理）

第9条 事業者は、介護士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所の訪問介護員等は、現に訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情処理）

第11条 事業者は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第 16 条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業者は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業者は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。